

判例研究

## 人身傷害保険における偶然性の意義と その証明責任の所在

—— 福岡高判令和元年6月26日(平成31年(ネ)第150号:保険金、保険金(反訴)請求控訴事件[確定])  
自保ジャーナル2054号135頁  
福岡地裁久留米支判平成31年1月25日(平成28年(ワ)第250号:保険金請求事件(第1事件)[控訴]、平成29年(ワ)第173号:保険金請求反訴事件(第2事件)[控訴])  
自保ジャーナル2054号141頁——

吉澤卓哉

### 【事実の概要】

#### 1. 事件の概要

第1事件は、P(66歳。無職)が、被控訴人 $Y_1$ 保険会社との間で自動車保険契約(以下、本件自動車保険契約という)を締結していたところ、自動車運行中の事故(以下、本件事故という)により死亡したため、Pの妻である控訴人 $X_1$ が本件自動車保険契約上の保険金請求権を有すると主張して、 $Y_1$ 保険会社に対し、本件自動車保険契約の一部である人身傷害保険(以下、本件人身傷害保険という)の保険金3,000万円および遅延損害金の支払を求めるものである。

第2事件は、Pが、被控訴人 $Y_2$ 保険会社がQとの間で締結していた交通事故傷害保険の団体保険契約(以下、本件交通事故傷害保険契約という)の被保険者であったところ、本件事故により死亡したため、控訴人ら( $X_1$ 、および、 $X_1$ ・P間の子である $X_2$ ・ $X_3$ )が本件交通事故傷害保険契約上の

保険金請求権を有すると主張して、Y<sub>2</sub> 保険会社に対し、保険金 3,000 万円およびこれに対する遅延損害金の支払を求めるものである。なお、Y<sub>2</sub> 保険会社は、控訴人らを被告として債務不存在確認を求める訴え（本訴）を提起したが、控訴人らによる第 2 事件（反訴）提起後、本訴を取り下げている。

原審は控訴人らの各請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが控訴した。

## 2. 本件事故の概要

平成 27 年 7 月 11 日午前 5 時 45 分頃、P が運転する自家用軽四輪乗用車が、国道 R 号線を西進して大分県日田市〈以下略〉路上（以下、本件事故現場という）に至った際、同所に存するトンネルの出入口の擁壁に、ほぼ正面から衝突して大破した。P は、同日午後 9 時 47 分、本件事故により死亡した。

## 3. 前件事故

P は、本件事故から約 6 年前の平成 21 年 8 月 23 日の夜間、本件事故と同様の交通事故を起こしている。すなわち、P が運転する自動車が大分県日田市〈以下略〉路上に至った際（本件事故現場とは異なる場所）、同所に存するトンネルの出入口の擁壁に、ほぼ正面から衝突して大破した（以下、前件事故という）。そのため、P は、重大な傷害（内臓破裂等）を被り、重い後遺障害（自賠法施行令別表第 2 併合 8 級）を遺した。

P は、前件事故により、Y<sub>1</sub> 保険会社から自動車保険（人身傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険）の保険金として合計 2,555 万円余の、Y<sub>2</sub> 保険会社から交通事故傷害保険契の保険金（入院保険金、手術保険金、後遺障害保険金）として合計 733 万円余の支払を受けている。

#### 4. 保険契約の内容

##### (1) 第1事件

###### ① 人身傷害保険

本件自動車保険契約は複数の保険種目から成るが、保険給付請求の対象となったのは本件人身傷害保険である。本件自動車保険契約の記名被保険者は控訴人らの1人（Pの子）であるが、Pは被保険自動車に搭乗中の者として本件人身傷害保険の被保険者となる。

本件人身傷害保険は、「人身傷害事故」によって被保険者またはその相続人に生じた損害をてん補するものであることが保険約款で規定されており、また、「人身傷害事故」は次のように定義されていた。

「1条2項 この人身傷害条項において人身傷害事故とは、日本国内において、下表のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被ることをいいます。

表の1号 自動車または原動機付自動車の運行に起因する事故

表の2号 (略)】

また、別途、故意免責および疾病免責が保険約款で規定されていた。

「3条2項 当社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

表の1号 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

表の2号～7号 (略)

表の8号 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害】

なお、本件人身傷害保険の保険金額は3,000万円であるが、これは限度額であり、死亡したPに関して人身傷害保険が保険者有責であるとしたら、「2,300万円弱＋治療費」が支払われるものであった。

また、保険金請求権者はPの相続人である控訴人らであるが、提訴後に、 $X_1$ 以外の2名が $X_1$ に保険契約上の地位および保険金請求権を譲渡し、その旨を $Y_1$ 保険会社に通知している。

###### ② 参考：車両保険

本件自動車保険契約には車両保険も付保されていた。 $Y_1$ 保険会社は、

車両保険に関しては、第1事件の提訴前に保険金を支払っている。したがって、本件裁判では車両保険金は請求の対象とされていない。

なお、当該車両保険の保険約款においては、「衝突、…その他偶然な事故によってご契約のお車に生じた損害」に対して保険金を支払うものと規定されており、また、故意免責条項が存在した<sup>(1)</sup>。

## (2) 第2事件

本件交通事故傷害保険契約は、Qクレジットカード会社を保険契約者とする団体保険契約である。平成20年12月22日、Pは、加入者および補償対象者をPとする交通事故傷害保険契約（当初の保険期間は同日から平成21年3月31日まで）に加入し、平成21年4月1日以降、毎年、保険期間をその年の4月1日から翌年の4月1日までとする契約更新がなされてきた。

本件交通事故傷害保険契約の保険約款には、以下の規定がある。

### 「第2条（保険金を支払う場合）」

(1) 当社は、被保険者が日本国内または国外においてその身体に被った次に掲げる傷害のいずれかに対して、この約款に従い保険金を支払います。

1号（略）

2号 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置…に搭乗している被保険者…が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害

3号・4号（略）

(2)（略）

### 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対して

---

(1) 第1事件の保険者は、保険給付請求者による事故発生時の偶然性の立証に関しては（人身傷害保険）、反証活動によって真偽不明に持ち込むことができるものの、保険者による故意免責の立証に関しては（車両保険）、立証が困難だと判断したものと推測される。なお、車両保険の担保危険の一つである「その他偶然な事故」における偶然性は、保険契約締結時の偶然性であるとするのが判例である（後掲最判平成18年6月1日、後掲最判平成18年6月6日）。

は、保険金を支払いません。

1号 被保険者の故意または重大な過失。…

2号～4号 (略)

5号 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

6号以下 (略)

(2) (略)』

なお、本件交通事故傷害保険契約における死亡保険金額は3,000万円(定額)である。

### 【判 旨】控訴棄却

控訴審も原審と同様、第1事件、第2事件とも、控訴人らの保険金請求を認めず、控訴を棄却した。

本評釈で取り上げる人身傷害保険における偶然性の証明責任の所在に関しては、以下のように、控訴審判決は基本的には第1審判決をそのまま引用したうえで、太字部分を付加している(なお、「エ〜カ」という片仮名は筆者が付した)。

#### 「第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件各約款にいう『偶然な事故』の解釈)について

エ 本件各保険契約において、本件各約款は、保険金請求の対象となる被保険者の傷害を『急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害』に限定し、これを保険金請求権の成立要件としたものであること、傷害保険は給付される保険金が定額であるか否かを問わず、いわゆるモラルリスクが典型的に高い保険分野であると考えられること、不正請求を防ぎ保険制度の健全性を維持する必要性が存することからは、保険金請求者である原告らが、本件事故が『偶然な事故』であること、すなわち本件事故が『Pの意思に基づかない事故』であることについて、主張、立証すべき責任を負うと解すべきである。

オ 原告らは、上記のように解することは、平成22年4月1日に施行された保険法の趣旨に反する旨主張するが、保険法は、傷害とは何かについて定義しておらず、その在り方を約款の定めに乗ねたものであるから、本件各約款をこのように解することは妨げられない上、同法17条及び新設された同法80条の法定免責規定は任意規定とされているから、これにも反するものではない。

カ また、原告らは、本件各約款がこのように解されるものであれば消費者契約法10条又は公序良俗に反し無効であると主張するが、モラルリスクが類型的に高い傷害保険の分野において、不正請求を防ぎ、保険制度の健全性を保持するためという理由は相応の合理性を有するから、本件各約款が消費者契約法10条又は公序良俗に反するとはいえない。

したがって、本件においては、原告らが、本件事故がPの意思に基づかない事故であることについて、主張、立証責任を負う。

## 2 当審における控訴人らの主張に対する判断

### (1) 控訴人らの主張(1)について

ア 被控訴人Y<sub>1</sub>保険会社に対する本件自動車保険契約に基づく請求は人身傷害保険金の請求であり、被控訴人Y<sub>2</sub>保険会社に対する本件交通事故傷害保険契約に基づく請求は死亡保険金(傷害保険金)の請求であって、保険契約の種類は異なるものの、本件各約款はいずれも被保険者が『急激かつ偶然な外来の事故』によって傷害を被ることを保険事故ないし給付事由として定めているから、本件各保険契約に基づき保険者に対して人身傷害保険金又は死亡保険金の支払を請求する者は、いずれも、発生した事故が偶然な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。

イ なお、損害保険契約に係る保険法17条は、保険者は、被保険者等の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない旨、傷害疾病定額保険契約(保険契約のうち、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの。保険法2条9号)に係る保険法80条は、保険者は、被保険者が故意又は重大な過失により給付事由を発

生させたとき（同法1号（ママ）<sup>(2)</sup>）等には、保険給付を行う責任を負わない旨保険者の免責をそれぞれ定めるが、これらの規定は任意規定であると解され、個々の保険契約の約款において、本件各約款のような保険事故ないし給付事由を定めることを妨げるものではない。

ウ また、消費者契約法10条は、消費者の利益を一方的に害する条項の無効を定めるところ、仮に、本件各約款が、保険法17条又は80条のみが適用される場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項に当たるとしても、当該条項が民法1条2項に規定する基本原則、すなわち信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（消費者契約法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである（最高裁平成22年（オ）第863号，平成22年（受）第1066号同23年7月15日第二小法廷判決・民集65巻5号2269頁参照）。

そして、本件交通事故傷害保険契約の約款は、傷害保険金に関し『急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害』を給付事由とすることで保険金を支払う対象である「傷害」を明らかにしていることに加え、『急激かつ偶然な外来の事故』の発生を保険金請求権の成立要件としなければ、保険金の不正請求が増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある（普通傷害保険契約に関する最高裁平成12年（受）第458号同13年4月20日第二小法廷判決・裁判集民事202号161頁参照）ことが考慮されたものであり、このような上記条項の性質に鑑みれば、その他の事情を考慮したとしても、上記条項が信義則に反し消費者の利益を一端的に害するものであるとはいえない。

また、本件自動車保険契約の約款における人身傷害保険金に関しても、

---

(2) 判決には「同法1号」と記載されているが（2020年9月時点で判決の更生決定もなされていない）、「同条1号」の誤りかと思われる。

上記理は同様であるといえる。

したがって、本件各約款が消費者契約法 10 条に反し無効であるとはいえない。

(2) 〈略〉

## 【研究】

本判決の結論および理由に賛成する。

理論的な争点は、人身傷害保険約款および交通事故傷害保険約款が規定する保険給付要件である偶然性の意義およびその証明責任の所在と、当該約款規定の消費者契約法 10 条の該当性である。本評釈では、人身傷害保険に関する前者の論点に絞って検討を行う。

### 1. 本判決の意義

本判決は、傷害保険と同様に「急激かつ偶然な外来の事故」を保険給付要件とする人損害保険契約である人身傷害保険について、そこでいう偶然性を具体的事故の偶発性（以下、事故発生時の偶然性<sup>(3)</sup>という）を意味するものと捉えたうえで、当該偶然性の証明責任が保険給付請求者（以下、請求者という）にあることの理論的根拠を高裁レベルにおいて丁寧に示した点に意義がある。

なお、以下では、傷害（あるいは、受傷）を保険事故とする人定額保険を単に傷害保険（あるいは、狭義の傷害保険）といい（保険法では傷害疾病定額保険契約に分類される<sup>(4)</sup>）、傷害（あるいは、受傷）によって被る損害をてん補する人損害保険（保険法では損害保険契約に分類される。人身

---

(3) なお、紛らわしいが、講学上は、保険契約締結時の偶然性のことを「保険事故の偶然性」と称している。大森（1985）61-62 頁参照。

(4) 傷害保険という呼称は、損害保険実務では一般的である。傷害保険は、生命保険会社も引き受けすることができるもの（いわゆる第三分野商品の一つである）、一般に、生命保険会社は災害関係特約として引き受けている。本評釈では、災害関係特約も含めて傷害保険という。



人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在  
傷害保険はこれにあたる<sup>(5)</sup>)と傷害保険を併せて、「広義の傷害保険」と呼ぶこととする(なお、広義の傷害保険は、講学上の傷害保険である<sup>(6)</sup>)。

## 2. 本判決に至る偶然性要件をめぐる裁判例の動向

### (1) 傷害保険における偶然性

傷害保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被保険者が受傷することが保険給付要件とされていることが多い(たとえば、損害保険料率算出機構「傷害保険標準約款(2018年5月)」のうちの普通傷害保険の傷害保険普通保険約款2条1項参照)。そこでいう偶然性とは、事故発生時の偶然性を意味するものと判例は解しており(最判平成13年4月20日集民202号161頁(普通傷害保険の事案)、最判同日判決民集55巻3号682頁(災害関係特約の事案))。以下では両判決を「最判平成13年の両判決」という)、学説もほぼ異論はないようである<sup>(7)</sup>。

そして、傷害保険における偶然性要件が事故発生時の偶然性を意味するとすると、保険約款で規定されている故意免責条項との関係が問題となる。判例は、請求者に偶然性の証明責任を課すとともに、故意免責条項は確認的注意的に規定したものだ<sup>(8)</sup>と整理している(最判平成13年の両判決)。そ

---

(5) 一般に、傷害(あるいは、受傷)によって被る損害をてん補する人損害保険契約のことは、保険実務では傷害保険とは呼んでいない。なお、人身傷害保険という呼称には「傷害保険」という言葉が入っているが、元々は人身傷害補償保険と称していたものである。星野(1999)101頁参照。

(6) 中西(1992)2頁、石田(1997)341頁、西嶋(1998)376-377頁(なお、西嶋教授は、損害てん補型のものも傷害保険であるとしつつ、それは「純然たる損害保険」であると指摘する。同書377頁)、山下友信(1995)448頁、江頭(2018)534頁参照。

(7) 大森(1969)99頁注(4)、山下丈(1977)897頁、古瀬村邦夫(1982)143頁、石田(1997)348頁、西嶋(1998)381頁、播(1998)205頁注2、山野(2000)102頁、榊(2004)42頁、山下友信(2005)356頁、450-451頁、江頭(2018)534頁参照。ただし、山本(2007)14-15頁は、傷害保険に関して、「故意によらないという意味での偶然性は保険事故の要素ではな(い)」とする。

なお、傷害保険の保険給付要件としての偶然性には、原因事故発生時の偶然性と結果発生時の偶然性の2種類がある。吉澤(2020a)参照。

(8) 潘(1998)251頁は、最判平成13年の両判決が示される以前から、傷害保険における故意免責条項は注意確認的規定であると述べていた。

して、最高裁がそのような解釈を採用する根拠は、文理解釈とともに、「そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。」<sup>(9)</sup>という実質的理由を挙げる。

その後、平成20年改正前商法（以下、改正前商法という）とは異なり、保険法（平成20年法律56号）によって傷害疾病定額保険契約に関する規律が新たに設けられ、傷害疾病定額保険契約に関する故意免責も規定された（保険法80条1号）。保険法施行（2010年4月1日）以降に締結された傷害疾病定額保険契約における証明責任の所在に関しては、保険法の規定の趣旨を踏まえつつ、約款規定の解釈の中で判断されることになるところ<sup>(10)</sup>、請求者に偶然性の証明責任を課す下級審の態度は特に変わっていない（大分地裁佐伯支判平成25年9月17日自保ジャーナル1910号171頁（ただし、請求者側に偶然性の証明責任があることについて請求者は争っていない）、旭川地判平成26年1月20日自保ジャーナル1921号163頁、東京地判平成26年9月29日判例集未登載（LEX/DB25521819）、札幌地判平成26年12月26日判時2273号128頁、名古屋地判平成28年9月26日判タ1436号162頁、福岡地裁久留米支判平成31年1月25日（本判決の原審）。なお、保険法が適用される事案に関しては最高裁の判断は未だ示されていない。一方、学説においては、請求者に証明責任を課す最判平成13年の両判決の立場に批判的な立場が、判決後<sup>(11)</sup>も、そして保険法立法後<sup>(12)</sup>も存在する。

---

(9) 志田原（2004）（前掲最判平成13年4月20日（災害関係特約の事案）の調査官解説）467頁は、「当該事故が偶然か故意か真偽不明の状態に持ち込めさえすれば、多額の傷害保険金を取得できるというような解釈はモラルリスクの防止という観点からみておよそ好ましいとはいえない」とする。

(10) 萩本（2009）194頁参照。

(11) たとえば、竹瀆（2002）108-109頁、小林（2003）5-6頁、岡田（2003）336頁、351-356頁、小西（2003）30-35頁、榊（2004）、山野（2007）295頁、335-336頁参照。また、木下（2002）108頁も批判的なトーンである。

なお、最判平成13年の両判決までの学説状況については甘利（2002）200頁、小西（2003）26-29頁参照。

(12) 保険立法後のこうした学説として、山下友信（2009）34-35頁、神谷（2009）184-185頁、清水（2020）122-124頁参照。 ↗

## (2) 財産保険である損害保険契約における偶然性

最判平成13年4月20日の両判決が保険法施行後も裁判実務では維持されているが、その射程が問題となる。周知のとおり、その後の判例は、少なくとも財産保険である損害保険契約に関しては、保険約款において保険給付要件として偶然性が規定されていたとしても、それは事故発生時の偶然性ではなくて、保険契約締結時の偶然性を意味すると解するのが判例だからである（最判平成18年6月1日民集60巻5号1887頁（車両保険の水没事故の事案）、最判平成18年6月6日集民220号391頁（車両保険の悪戯事故の事案）、最判平成18年9月14日集民221号185頁（テナント総合保険の火災事故の事案）。したがって、請求者は事故発生時の偶然性を証明する必要はなく、保険者が故意免責を証明しなければならない。また、学説においては、通説も同様に解しているが<sup>(13)</sup>、反対説もある<sup>(14)</sup>。

## (3) 偶然性要件の意義に関する二分法とその揺らぎ

このように、傷害保険に関しては、保険給付要件である偶然性は事故発生時の偶然性を意味するとしたうえで、請求者に事故発生時の偶然性について証明責任があるとする。一方、少なくとも財産保険の損害保険契約に関しては（あるいは、そのうちのオールリスク保険に関しては）、保険給付要件である偶然性は保険契約締結時の偶然性を意味するとしたうえで、故意による事故招致については故意免責として保険者に証明責任があるとする。こうして、保険契約の種類によって保険給付要件である偶然性を異なるものと捉える考え方（以下、偶然性要件の意義に関する二分法という）が判例の立場となった。たとえば、前掲最判平成18年6月6日は、前掲

---

、その一方で、傷害保険に関しては請求者が証明責任を負うべきだとするものとして、たとえば、山下友信＝米山（2010）445頁、448-449頁〔潘阿憲〕、山下典孝（2018）108頁参照。また、この立場に理解を示すものとして江頭（2010）197頁参照。

(13) オールリスク保険に関してであるが、山下友信（2005）359-360頁、山本（2007）16頁、山野（2008）205頁参照。ただし、山本論文16頁は、「オール・リスク保険という形式から当然に事故の発生原因を問わないところに目的があるといつてよいとは断定できないように思われる。」と、誠に適切な指摘をしている。

(14) 出口（2006）264頁、269-270頁、福田（2007）335-338頁参照。

最判平成13年4月20日（災害関係特約の事案）について、「傷害保険についてのものであり、本件とは事案を異にする。」と述べ、「傷害保険」とは異なる考え方を採用すると明言している<sup>(15)</sup>。

しかるに、二つの側面で、この偶然性要件の意義に関する二分法に揺らぎが生じている。

#### ① 盗難事故および悪戯事故

偶然性要件の意義に関する二分法が揺らいでいる一つの側面は、盗難という保険事故に関する請求者の証明責任に端を発している。すなわち、財産保険（人損害保険契約以外の損害保険契約）の保険約款において盗難が保険事故として規定されている場合、盗難事故について保険給付を請求するにあたり、盗難事実に関して請求者は何を証明しなければならないかが問題となった。盗難という事実自体に、被保険者の意図によらないということが含意されていると考えられるためである。

判例は、「一般に盗難とは、占有者の意に反する第三者による財物の占有の移転をいうものと解することができるが、商法の上記各規定が適用されると解される本件保険契約においては、被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者又は被保険者の意思に基づいて発生したことは、保険者が免責事由として主張、立証すべき事項であるから、被保険自動車の盗難という保険事故が発生したとして本件条項に基づいて車両保険金の支払を請求する者は、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負うものではない。しかしながら、上記主張立証責任の分配によっても、上記保険金請求者は、『被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと』という盗難の外形的事実を主張、立証する責任を免れるものではない。」と述べて、盗難の外形的事実については請求者に証明責任があるとした（最判平成19年4月17日民集61巻3号1026頁、最判平成19年4月23日集民224号171頁。引用部分は后者の判決）。学説には、故意

---

(15) 偶然性要件の意義に関する二分法を是認する学説として、たとえば潘(2015)186頁参照。

人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在によらないことと同様の証明を求めるものであるとの批判があるもの<sup>(16)</sup>、この判例はその後の裁判実務では定着している。

ところで、盗難と同様に、事故事実自体に被保険者の意図によらないということが含意されているものとして、悪戯（いたづら）事故がある。自動車保険の車両保険においては、悪戯事故自体は列挙危険ではないが（この点は、列挙危険である盗難とは異なる）、<sup>(17)</sup>「その他偶然な事故」（以下、バスケット条項という）で担保されている。現在の下級審は、悪戯事故について請求者が証明すべき内容について、次の3つの立場に分かれている。すなわち、（ア）盗難事故と同様に、第三者によって悪戯がなされたという外形的事実の証明を要するとする立場、（イ）いわゆるオールリスク保険であるから被保険自動車に損壊したことの証明で足りるとする立場、<sup>(18)</sup>（ウ）被保険者以外の者によって悪戯がなされたことまでの証明は要しないが、悪戯事故の発生について証明を要するとする立場である。もし、悪戯事故に関しても、盗難と同様に、悪戯の外形的事実の証明責任が請求者に課されるとすると、そして、一部の学説等が批判するように、外形的事実と故意免責の事実の主張立証命題に重複があるとすると、<sup>(19)</sup>保険約款上は悪戯は列挙危険ではないので、「その他偶然な事故」というバスケット条項における偶然性の解釈に影響を及ぼさざるを得ないと思われる。自動車保険の車両保険という財産保険に関しても、保険給付要件中の偶然性が事故発生時の偶然性を（も）<sup>(20)</sup>意味することに繋がっていくことになるとも思われるからである。

---

(16) 山野（2008）207頁参照。

(17) たとえば、東京海上日動火災保険の総合自動車保険（愛称はトータルアシスト自動車保険。2020年1月1日以降始期用）の第3章車両条項1条1号では、「その他偶然な事故」と規定されているが、損害保険料率算出機構「自動車保険標準約款」（2017年5月）の自動車保険普通保険約款の第5章車両条項2条1項では、「その他の偶然な事故」と規定されている。

(18) 吉澤（2020b）112-115頁参照。

(19) 盗難事故について山野（2008）207頁、悪戯事故について李（2011）122頁、広島高判平成29年8月18日自保険ジャーナル2011号133頁参照。

(20) なお、仮に車両保険のバスケット条項における偶然性が事故発生時の偶然性を（も）意

## ② 人損害保険契約

偶然性要件の意義に関する二分法が揺らいでいるもう一つの側面は、「傷害保険」における偶然性の証明責任が請求者にあるという最判平成13年の両判決の射程が、狭義の傷害保険に限定されずに、「急激かつ偶然な外来の事故（によって生じた傷害）」を保険給付要件とする人損害保険契約にも及び始めていることである。具体的には自動車保険の人身傷害保険に関して、既に高裁レベルにおいても射程が及ぶとする判断が次のとおり示されている（なお、最高裁の判断は未だ示されていない）。

たとえば、東京高判平成17年2月9日判例集未登載（事例研レポート222号に判旨の掲載あり）がある。ただし、その事故状況は判然としない。すなわち、自動車の運転席で心肺停止状態の者が深夜に発見されたが（病院搬送後に死亡）、車内は焼損しており、死因は熱風吸引によるショックであった。車内にはガソリン臭のような臭いが残存していた。また、現場の手前80mほどの場所でガードレールや立木に衝突した痕跡が残っていたが、路面上にはブレーキ痕はなかった。このような事故について、自動車保険の人身傷害保険および搭乗者傷害保険、傷害保険、交通事故傷害保険、災害関係特約等の保険給付請求がなされた（保険法施行前の改正前商法下の事案。以下、単に改正前商法適用事案という）。判決は、原審である東京地判平成16年9月6日判例集未登載と同様に、「急激かつ偶然な外来の事故」であることの証明責任を請求者側が負うとしたうえで、当該事故は急激かつ偶然な外来の事故によって生じた事故とは認められないとして、保険給付請求を棄却した。

高松高判平成24年9月24日自保ジャーナル1900号151頁は、自動車島内の港から海中に転落し、運転者が死亡した自損事故について、自動車保険の人身傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険の保険給付請求がなされた事案である（改正前商法適用事案）。判決は、原審の高松地判平成23

---

、味するとしても、事故発生時の偶然性の証明責任を請求者に課すことには直結せず、故意免責として保険者に証明責任を分配する考え方もあり得るし、また、そのような証明責任の分配方法が妥当であると考えられる。吉澤（2020b）143-147頁参照。

## 人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在

年5月26日自保ジャーナル1900号155頁と同様に、当該事故は運転者の故意によって生じたと事実認定のうえ、人身傷害保険と搭乗者傷害保険については急激かつ偶然な外来の事故によって生じた事故とは認められず、そして車両保険については故意免責に該当するとして、保険給付請求を棄却した。

東京高判平成26年5月28日判時2231号106頁は、やはり事故状況が判然としない事案である。すなわち、自宅敷地内に設けた鉄工所において、運転者が小型貨物自動車から降りた後に、当該運転者が当該自動車の下敷きとなって圧死した事故について、自動車保険の人身傷害保険の保険給付請求がなされた(改正前商法適用事案)。人身傷害保険の保険約款では「急激かつ偶然な外来の事故」を保険給付要件として規定しており、請求者に当該保険給付要件の証明責任があるとの一般論を述べる。そして、明示はされていないが、当該偶然性は事故発生時の偶然性を意味するものであることを前提に、事故発生時の偶然性について請求者が証明できていないとして保険給付請求を棄却した<sup>(21)</sup>。

札幌高判平成26年10月9日判例集未登載(2014WLJPCA10096008)は、自動車が道路脇に設置されている除雪車用の旋回場から転落して運転者が死亡した自損事故について、自動車保険の人身傷害保険と車両保険、および、建設業総合保険災害補償特約の保険給付請求がなされた事案である(保険法適用事案)。判決は、偶然性が認められ、また、故意・重過失にも該当しないとして保険給付請求を認容した。それぞれの理由についての対象保険種目を明示しておらず、また、証明責任について全く論じていないが、偶然性について述べていることからすると、人身傷害保険と建設業総合保険災害補償特約について偶然性があることを認定し、車両保険について故意・重過失がないことを認定したものと思われる。

一方、原審の前掲旭川地判平成26年1月20日は、控訴審とは異なって

---

(21) なお、原審の静岡地判平成26年1月8日判時2231号112頁は、偶然性や故意免責の問題に立ち入らずに、少なくとも重過失免責に該当するとして保険給付請求を棄却している。

全ての保険給付請求を棄却するとともに、証明責任について具体的に論じている。すなわち、保険法 80 条 1 号によると、保険法上は、保険給付請求権の発生原因については請求者が証明責任を負う一方で、被保険者が故意に給付事由を発生させたことの証明責任は保険者が負うと解される。もともと、同条は任意規定であるから、約款で異なる定めをすることも可能であり、傷害保険における偶然性の証明責任は、上述の保険法の定めを踏まえつつ、約款規定の解釈により決定するのが相当であると述べる。次に具体的な解釈論に入り、まずは、人身傷害保険は傷害保険であり、また、建設業総合保険災害補償特約は傷害保険の性質を有するものと法的性質を決定する。そして、両保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」を保険給付事由として明記しているから、「偶然な事故による被保険者の負傷」を保険金請求権の成立要件の一つとしたものである。「特に損害保険と異なり保険金額を自由に定められる傷害保険については、不正請求をできるだけ防止し、保険制度の健全性を守るため、このように約款で定めることも相当の合理性があるといえる。」と、その約款規定の合理性を指摘する。そして、人身傷害保険および建設業総合保険災害補償特約の保険給付要件としての偶然性とは、「保険事故発生時において被保険者の意思に基づかない事故」をいい、その証明責任は請求者にあるとする。

東京高判平成 28 年 12 月 21 日判例集未登載 2016WLJPCA12216002 は、自動車が展望台から転落して運転者が死亡した自損事故について、自動車保険の人身傷害保険と搭乗者傷害保険と車両保険の保険給付請求がなされた事案である（保険法適用事案）。判決は、原審の判決理由のほとんどを引用したうえで、原審判決同様、請求を認容した。原審である東京地判平成 28 年 5 月 12 日判例集未登載（LEX/DB25533920）は、人身傷害保険および搭乗者傷害保険について、「急激かつ偶然な外来の事故」を保険給付要件としているところ、（当該偶然性を事故発生時の偶然性と捉えたうえで、）請求者が事故発生時の偶然性について証明責任を負うと述べている。

福岡高判平成 29 年 6 月 28 日金商 1540 号 51 頁は、自動車の自損事故に  
152 (718)



## 人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在

よって運転者と、その夫である同乗者が軽傷を負った事案について、自動車保険の人身傷害保険と傷害一時金と車両保険の保険給付請求がなされた事案である（保険法適用事案）。判決は、人身傷害保険および傷害一時金に関して、保険法 80 条 1 号は任意規定であるから、偶然性の証明責任の所在は保険約款を個別具体的に解釈して決すべきである。保険給付要件である偶然性は、事故発生時の偶然性を意味するものであり、その証明責任は請求者側にあるとする。そして、当該事故について偶然な事故と認めることはできないとして請求を棄却した（一方、車両保険に関しては、故意免責の適用を認めて請求を棄却した）。

このように、人身傷害保険に関しても、傷害保険と同じ「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件が規定されていることから、そこでのいう偶然性とは事故発生時の偶然性のことであり、当該偶然性の証明責任は請求者側にあるとするのが下級審における概ねの判例傾向である（上述の裁判例の他、たとえば神戸地裁姫路支判平成 26 年 2 月 20 日自保ジャーナル 1920 号 171 頁（改正前商法適用事案）、熊本地裁平成 26 年 3 月 26 日自保ジャーナル 1923 号 142 頁（改正前商法適用事案）、名古屋地判平成 26 年 11 月 13 日判例集未登載 2014WLJPCA11136001（保険法適用事案）、名古屋地裁半田支判平成 28 年 6 月 22 日自保ジャーナル 1980 号 142 頁（保険法適用事案）、東京地判平成 30 年 1 月 31 日判時 2398 号 93 頁（保険法適用事案）参照。なお、そのようなことを論じるまでもなく、当然の前提としている裁判例も見受けられる。たとえば、札幌地判平成 24 年 4 月 12 日判タ 1386 号 284 頁、東京地判平成 24 年 9 月 6 日自保ジャーナル 1898 号 160 頁、さいたま地判平成 27 年 2 月 12 日自保ジャーナル 1946 号 170 頁、

---

(22) 本文の東京地判平成 24 年 9 月 6 日は、自動車保険の人身傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険の保険給付請求がなされた事案であるが（改正前商法適用事案）、車両保険も含めて、偶然性が認められないことを理由に請求を棄却した。そのため、控訴審である東京高判平成 25 年 1 月 16 日自保ジャーナル 1898 号 156 頁では、請求者側は、上記各保険の保険給付要件に規定されている偶然性要件は保険契約締結時の偶然性であると控訴審で補充主張した。しかしながら、控訴審は、事故が故意に引き起こされたものであると推認でき、結論に影響を与えないとして、その点に関する判断を示さなかった。

横浜地判平成 30 年 1 月 30 日自保ジャーナル 2020 号 155 頁参照<sup>(23)</sup>。

なお、前掲札幌高判平成 26 年 10 月 9 日の原審である前掲旭川地判平成 26 年 1 月 20 日は、人身傷害保険に関しても保険法 80 条 1 号（傷害疾病定額保険契約に関する故意免責規定）を参照していることからすると、人身傷害保険を、保険法上の損害保険契約ではなくて傷害疾病定額保険契約と性質決定しているようである（前掲福岡高判平成 29 年 6 月 28 日も、人身傷害保険を傷害疾病定額保険契約と性質決定している<sup>(24)</sup>）。また、人身傷害保険に関しても保険金額を自由に設定できるため不正請求の防止が必要になると述べているが、人身傷害保険は損害てん補型保険であるので（損害てん補の限度額として保険金額が設定される）、この指摘はあまり正確ではないように思われる。

こうした状況の中、本判決が現れた。人身傷害保険の保険給付条項中の偶然性要件は事故発生時の偶然性を意味しており、当該偶然性の証明責任は請求者にあるとする結論は近時の判例傾向と同じであるが、高裁レベルにおいて詳細な理論的根拠を示したことに本判決の特徴がある。そこで、次に本判決の論理を確認することにする。

### 3. 本判決の論理

本判決の判決理由は、次の（a）～（e）の論理構成を採用している。

（a）本件人身傷害保険および本件交通事故傷害保険契約の保険約款は、いずれも、被保険者が「急激かつ偶然な外来の事故」によって傷害を被ることを保険事故ないし給付事由として規定しているが、これは保険金請求権の成立要件である（判旨 1 エ、判旨 2 ア）。

---

(23) ただし、名古屋地判平成 26 年 5 月 21 日自保ジャーナル 1931 号 136 頁（保険法適用事案）は、自動車保険に関して、車両保険のみならず、人身傷害保険に関しても故意免責条項を適用したようである。

(24) 一方、前掲名古屋地判平成 26 年 11 月 13 日は、自動車保険の人身傷害保険と搭乗者傷害保険の保険給付請求がなされた事案であるが（保険法適用事案）、保険法の故意免責条項として保険法 80 条とともに保険法 17 条 1 項を挙げていることからすると、人身傷害保険を損害保険契約と性質決定していることが窺える。

人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在

- (b) 広義の傷害保険は、給付される保険金が定額であるか否かを問わず、いわゆるモラルリスクが典型的に高い保険分野であると考えられ、不正請求を防ぎ保険制度の健全性を維持する必要性がある（判旨1エ）。
- (c) 上記（a）および（b）からすると、請求者が、本件事故が「偶然な事故」であること、すなわち本件事故が被保険者の意思に基づかない事故であることについて証明責任を負う（判旨1エ、判旨2ア）。
- (d) 保険法は、傷害とは何かについて定義しておらず、その在り方を約款の定め委ねたものであるから、本件各約款をこのように解することは妨げられない（判旨1オ）。
- (e) 保険法17条は損害保険契約に関して、80条1号は傷害疾病定額保険契約に関して故意免責を規定するが、これらの規定は任意規定であるから、個々の保険契約の約款において、本件各約款のような保険事故ないし給付事由を定めることができる（判旨1オ、判旨2イ）。

すなわち、人身傷害保険に関しても、最判平成13年の両判決の論理（文理解釈および実質的理由）および結論（保険給付要件に規定する偶然性は事故発生時の偶然性を意味するものであり、当該偶然性の証明責任は請求者にある）を適用している（上述（a）～（c））。そして、実質的理由に関しては、人身傷害保険は損害てん補型の保険であるものの、「傷害保険は給付される保険金が定額であるか否かを問わず」（本判決は、人身傷害保険が定額保険ではないことを正しく認識している）、不正請求が典型的に多い保険分野であると考えられており、不正請求を防止し保険制度の健全性を維持する必要性があることから請求者に証明責任を課すべきだと述べている（判旨1エ）。ここでいう「傷害保険」は損害てん補型のものも含むので広義の傷害保険を意味することになるが、定額給付型の傷害保険と同様に不正請求が典型的に多いと判断しており、その防止のためには請求者に事故発生時の偶然性の証明責任を課す必要があるとする。

そして、最判平成13年の両判決後に施行されている保険法との関連では、保険法は傷害疾病や傷害を定義していないため、保険者は、保険給付対象となる傷害疾病や傷害を任意に規定することができる（上述（d））。

また、故意免責が保険法で規定されており（保険法17条1項および80条1号）、しかも、傷害疾病定額保険契約に関しては規律全体が新設されたものであるため、その故意免責も新設されたものである（保険法80条1号）。けれども、これらは任意規定であるので、保険約款で異なる定めをすることができる（上述（e））。なお、本件交通事故傷害保険契約は傷害疾病定額保険契約であるが、本件人身傷害保険は傷害疾病定額保険契約ではなく損害保険契約であるため、本判決は保険法17条にも付言しているものと考えられる（原審判決では同条に触れていなかった）。

なお、最判平成13年の両判決では保険約款中の故意免責条項が注意確認の規定である旨が述べられていたが、本判決では触れていない。

#### 4. 人身傷害保険における偶然性要件の意義と証明責任

##### (1) 人身傷害保険の法的性格

人身傷害保険が、もし傷害保険（狭義の傷害保険）であるとする、最判平成13年の両判決の射程を特に議論する必要はない。傷害保険という射程を逸脱するものではないからである。

けれども、学説においては、人身傷害保険を損害保険契約であると捉えるのが一般的である。<sup>(25)</sup>なぜなら、人身傷害保険は、被保険者が被った傷害に基づいて、被保険者またはその父母・配偶者・子に発生した損害をてん

---

(25) 人身傷害補償保険は、一般には損害保険契約と考えられている。たとえば、萩本（2009）143頁、佐野（2009）11頁、吉澤（2011）10-12頁、洲崎（2012）14頁参照。また、人身傷害補償保険を開発した東京海上火災保険もそのように考えていた。星野（1999）100頁参照。

なお、加瀬（2009）58-59頁は、人身傷害保険の法的性質を傷害保険契約と捉えるが、広義の傷害保険の意味合いかもしれない。また、潘（2010）84頁は人身傷害保険を「実損填補型の傷害保険」とするが、潘（2015）179-180頁からすると、そこでいう「傷害保険」とは広義の傷害保険のことであって、狭義の傷害保険を意味するものではない。

補するものだからである。そうであるとすると、人身傷害保険は、広義の傷害保険ではあっても、狭義の傷害保険ではないので、最判平成13年の両判決の射程に収まるか否かが問題となる。最判平成13年の両判決ではその点が明確にされていないし、また、学説の中には、損害てん補型の損害保険契約には最判平成13年の両判決の法理は及ばないとするものが存在するからである。<sup>(26)</sup>

## (2) 最判平成13年の両判決の射程

最判平成13年の両判決が、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件における偶然性は事故発生時の偶然性であるとしたうえで、偶然性の証明責任を請求者に負わせたのは、傷害約款の保険給付条項の文理解釈と、「そのように（筆者注：保険事故発生時の偶然性について請求者に証明責任があること）解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。」とする実質的理由によるものである（前述2(1)参照）。

そして、人身傷害保険においても、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件が保険約款で規定されているから<sup>(27)</sup>（つまり、広義の傷害保険に該当する。また、故意免責条項が別途存在する点も傷害保険と同じである）、実質的理由が人身傷害保険にも該当するか否かで、人身傷害保険が最判平成13年の両判決の射程に入るか否かが決まることになると考えられる。

そこで、人身傷害保険が、傷害保険と同様に（あるいは、同等以上に）、事故発生時の偶然性について請求者に証明責任があると解さなければ、「保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある」か否か

(26) 木下（2008）17頁、土岐（2014）103頁参照。

(27) ただし、傷害保険における「急激かつ偶然な外来の事故」は原因事故であって保険事故ではないのに対して（ほとんどの学説は、傷害保険における保険事故は被保険者の受傷であるとする）、人身傷害保険における「急激かつ偶然な外来の事故」は保険事故であるという相違はある。

を検討すると次のとおりである。

第1に、人身傷害保険が不正請求の誘因となり易いか否かを検討すると、傷害保険は定額保険であるのに対して、人身傷害保険は損害てん補保険である。したがって、傷害保険では、高額な保険金額を設定したり重複付保したりすることが可能であり、また、実損の有無や程度を問わずに定額の保険金が保険給付されるため、一般に、保険金の不正請求の誘因となり易いと言える<sup>(28)</sup>。他方、人身傷害保険では、被保険者等に発生した損害が保険てん補されるに過ぎないため、一般に、保険金の不正請求の誘因とはなりにくいと言えるかもしれない<sup>(29)</sup>。

けれども、損害てん補型の保険について不正請求が少ないかと言えば決してそうではなく、車両保険や火災保険や動産総合保険や海外旅行保険の携行品特約に関して相当数の不正請求が存在することからしても、そのこ

---

(28) 太田 (2009) 675 頁、江頭 (2018) 539 頁 (医療保険金について不正請求の対象となり易いことを指摘する)、山下友信他 (2019) 372 頁 [竹瀝修] 参照。

また、志田原 (2004) 466 頁や山下友信他 (2019) 372 頁 [竹瀝修] は、特に、傷害保険は担保危険が生命保険よりも狭く、相対的にレバレッジ (保険料に対する保険金額の比率) が高くなることも、不正請求の誘因が高まることに繋がると指摘する。ただし、レバレッジが大きい保険商品は傷害保険に限られず、損害保険契約でも散見される。

さらに、山下友信他 (2019) 372 頁 [竹瀝修] は、軽度の傷害にも保険金が支払われることも、不正請求の誘因が高まることに繋がると指摘する。ただし、小損害を担保する保険商品は損害保険契約でも散見される場所である (やはり、小損害を担保する損害保険契約では不正請求が多いように思われる)。

一方、山下友信 (1999) 262 頁は、定額保険が適法なものとして認められてきたのは、人保険に関しては自ずから不正請求に対する保険加入者側の謙抑が作用すると考えられてきたことにも理由があるとしたうえで、そうした期待が裏切られ易い状況が、保険種類の増加や保険会社の販売競争によってもたらされてきていると指摘する。

(29) 木下 (2008) 16-17 頁、土岐 (2014) 103 頁はこの点を指摘する。また、木下・同所は、特に人身傷害保険に関して、自動車保険の担保種目として販売されているが、自動車保険の重複保険が有効に排除されていることも指摘する。なお、木下・同所において、「損害填補型の傷害保険が不正請求に度々使用されてきた実績があるわけでもない。」と指摘するが、こと人身傷害保険に関しては、傷害保険と人身傷害保険とは保険商品販売の歴史が全く違うことが十分に勘案されていないように思われる (ちなみに、傷害保険が日本で発売されたのは1911年であるが、人身傷害保険が日本で発売されたのは1998年である)。

(30) 遠山 (2001) 65 頁、小林 (2003) 5 頁参照。

(31) 損害保険および傷害保険に関する保険金詐欺の実態について、日本損害保険協会 (2008) を参照。

とは明らかである。もちろん、人身傷害保険は人保険であるので被保険者自身の自己防衛本能が働くため、財産保険よりも不正請求の誘因は低下すると一般論としては言えるであろう。しかしながら、人身傷害保険では、慰謝料という、明確な実損を伴わない損害も保険でん補され、また、死亡事案や後遺障害事案では逸失利益という将来の不稼働損害も保険でん補される。そして、死亡事案ではなくて後遺障害事案であっても、慰謝料や逸失利益は相当な金額となる（両者合計で約百万円～数千万円<sup>(32)</sup>）。したがって、人身傷害保険は、財産保険よりも不正請求の誘因となりにくい、あるいは、傷害保険よりも不正請求の誘因となりにくい、とは必ずしも言えないと考えられる。

第2に、人身傷害保険が傷害保険と同様に不正請求の誘因となり易いとしても、「保険事故発生の偶然性について請求者に証明責任があると解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある」か否かを検討する必要がある。たとえ不正請求の誘因が傷害保険同様に強いとしても、証明責任を請求者に課しないと不正請求が容易となるおそれが増大しないのであれば、あるいは、保険金の不正請求が容易となっても保険制度の健全性を阻害する程度には至らないのであれば、証明責任を請求者に課す実質的理由が乏しくなるからである。

傷害保険において不正請求が容易である重要な要因の一つは、相手方のいない単独事故でも保険事故となるため、目撃者がおらず、ビデオカメラによる録画等がなければ、被保険者本人しか事故状況を証言することができない。そして、単独事故であれば警察による現場検証を受けることもないことにある。たとえば、自転車で暗い夜道を走行中に側溝に落ちて怪我

---

ㄨ また、保険業界による近時の不正請求対策について三村（2020）および古橋（2020）を参照。

(32) 換言すると、もし、慰謝料や逸失利益をてん補しない人身傷害保険が発売されたとしたら、不正請求の誘因はさほど強くないことになろう。実際にも、治療費実費のみをてん補する人損害保険契約が存在するが（たとえば、医療費用保険、海外旅行保険中の治療費用保険）、こうした保険商品に関しては不正請求の誘因は低いと考えられる。

をしたという事故や、自宅で料理をしている最中に包丁で指を切ったという事故がこれにあたる。

一方、人身傷害保険も、こうした事情は当てはまる場所である。すなわち、人身傷害保険は自動車事故に限定するものが多いが、自動車事故であっても単独事故であれば相手方はいないし、目撃者がおらず、ビデオカメラによる録画等がなければ、被保険者本人しか事故状況を証言することができない<sup>(33)</sup>。また、単独事故であれば警察による現場検証を受けることは稀であるし、現場検証を受けたとしても自損事故であれば事件性がないとして詳細な捜査対象とはならないであろう。したがって、人身傷害保険に関しても、傷害保険と同様、証明責任を請求者に課さないと不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害するおそれがあると言えよう。

以上からすると、人身傷害保険は傷害保険と同じ保険給付要件を保険約款で規定しており、また、人身傷害保険に関しても、傷害保険と同様の実質的理由が認められるから、最判平成13年の両判決の射程は人身傷害保険にも及ぶと解すべきであると考えられる<sup>(34)</sup>。したがって、本判決は妥当であると言える。

---

(33) ただし、近時はドライブレコーダーが装備されている被保険自動車が増えつつあるので（自動車保険の付保とは無関係にドライブレコーダーを装備することもあるし、自動車保険の保険契約者が、自動車保険の特約の形式でドライブレコーダーの貸与を受けることもある）、事故を起こした被保険自動車のドライブレコーダーのデータを事故後に確認できるのであれば（崖下や海中に転落したり、擁壁に激突したりした場合にもドライブレコーダーのデータが確保されることが前提となる）、そしてさらには運転者の運転操作状況も事故後に確認できるのであれば、今後は事故状況の客観的な把握が確保されるようになるかもしれない。

(34) なお、最判平成13年の両判決の射程が損害てん補型の傷害保険にも及ぶか否かは明らかではない。本判決が、原審の判決理由中の「第3 当裁判所の判断」の「1 争点(1)（本件各約款にいう『偶然な事故』の解釈）について」の冒頭段落を削除したうえで、損害てん補型の傷害保険も含めた広義の傷害保険について論じているのは、そのためかと思われる。当該段落では次のように記載されていた。「傷害保険について、保険金の支払事由を偶発的な事故によるとする約款に基づき保険者に対して保険金の支払を請求する者は、発生した事故が偶発的な事故であることについて主張、立証すべき責任を負うと解すべきである（平成13年最判参照）」。



そして、この考え方を推し進めると、最判平成13年の両判決の射程は、人身傷害保険に限定されず、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件を持ち、かつ、傷害保険と同様の実質的理由があてはまる人損害保険契約にも及ぶことになると考えられる。

## 5. 偶然性要件の意義に関する二分法の妥当性

最判平成13年の両判決の射程が、少なくとも、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件を持ち、かつ、傷害保険と同様の実質的理由があてはまる人身傷害保険という人損害保険契約にも及ぶとして、その射程がその辺りに止まるかどうかが次に問題となる。すなわち、財産保険のうち、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件を持ち、かつ、傷害保険と同じ実質的理由があてはまるもの<sup>(35)</sup>についても、同様に解すべきか否かが問われることになる。そして、その際には、証明責任の所在の問題以前に、保険給付要件として保険約款に規定されている偶然性が、事故発生時の偶然性を意味するのか、それとも、保険契約締結時の偶然性を意味するのかが、まず問題となる。

現在のところ、「急激かつ偶然な外来の事故」を保険給付要件として規定する財産保険は存在しないようである。けれども、「その他偶然な事故」(バスケット条項)を保険給付要件とする財産保険は存在する。自動車保険の車両保険がその典型である。そして、車両保険に関しては、あるいは、財産保険(のうちのオールリスク保険)に関しては、保険給付要件で規定されている偶然性とは保険契約締結時の偶然性を意味するものであり<sup>(36)</sup>、当該偶然性の証明責任は請求者にあるとするのが判例・通説である(前述2

(35) この点に関して、山下典孝(2018)108頁は、「傷害保険と一般的な損害保険とは、傷害保険契約に対するモラルリスクの懸念は依然として高いといえる。」とする。

(36) なお、竹濱(2002)109頁は、火災保険や自動車保険の保険給付要件として偶然性が保険約款で規定されていた場合にどうなるのかという問題を提起しているが、その場合の偶然性が事故発生時の偶然性を意味するものと捉えるのか、それとも、保険契約締結時の偶然性を意味するものと捉えるのかについて明確には述べていない。

またなお、志田原(2004)(前掲最判平成13年4月20日(災害関係特約の事案)の調

(2) 参照<sup>(37)</sup>。保険給付要件に規定されている偶然性の証明責任の所在が請求者にあるとする点では傷害保険における偶然性の取扱いと同じであるが、偶然性の意味内容が異なっている。これがまさに偶然性要件の意義に関する二分法であり、傷害保険の保険給付要件における偶然性は事故発生時の偶然性を意味するのに対して（前述 2 (1) 参照）、財産保険の保険給付要件における偶然性は保険契約締結時の偶然性を意味すると解されているのである。

この二分法が正しいとしても、損害保険契約の一種である人身傷害保険に関しては、保険給付要件における偶然性は事故発生時の偶然性を意味とするのが本判決であり、下級審の判例傾向である。こうした偶然性の捉え方が正しいとすると、二分法によって偶然性の意味が異なる判別基準がどこにあるかを明確にする必要が生じる。従前においては、傷害疾病定額保険契約と損害保険契約との区別を判別基準とすることもできたが、人身傷害保険に関する判例傾向を是とするのであれば、もはやこの判別基準は有用ではないからである。

そこで考えられる判別基準の一つは、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件の有無である<sup>(38)</sup>。確かに、急激性や外来性も保険給付要件として求めていることからすると、ここでいう偶然性は事故発生時の偶然性と解するのが自然である。他方、車両保険の保険給付条項では「その他偶然な事故」と規定されており、約款文言に相違がある。

---

、 査官解説）470 頁は、最判平成 13 年の両判決の射程が「約款上、保険事故に偶然性が取り込まれた車両保険（損害保険）等」にも及ぶか否かに関して、「当然にその射程が及ぶものとははいえない」とする。ただ、当然には及ぶとはいえないのが、車両保険における偶然性が事故発生時の偶然性ではなくて保険契約締結時の偶然性を意味する可能性があるからなのか、それとも、車両保険における偶然性は事故発生時の偶然性であるとしても、証明責任を請求者に課さない可能性があるからなのか、判然としない。

(37) ただし、前掲東京地判平成 24 年 9 月 6 日は、車両保険の保険給付要件に規定されている偶然性要件を保険事故発生時の偶然性と捉えている。

(38) 大澤（2007）199 頁は、傷害保険については改正前商法に規定がないため、保険給付要件として規定されている偶然性を解釈するにあたり、約款規定の仕方が重視されたと思われるとする。

けれども、この文言の相違は限界的であるとも言える。仮に、車両保険約款を「その他急激かつ偶然な外来の事故」、あるいは、「その他急激かつ偶然な事故<sup>(39)</sup>」と変更すれば、そこでいう偶然性は事故発生時の偶然性を意味することになる可能性があるからである。そして、その場合の当該偶然性の証明責任は、車両保険においても、傷害保険と同等以上に、「保険事故発生時の偶然性について請求者に証明責任があると解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある」という実質的理由が認められれば、請求者に事故発生時の偶然性の証明責任を課すべきことになる筈だからである。ちなみに、車両保険のバスケット条項に該当する典型的な事故形態に悪戯事故があるが、悪戯事故の場合には、この実質的理由を具備すると十分に考えられる（そのような事情が、悪戯事故に関して、車両保険の偶然性要件の意義について下級審の判断枠組みが大きく分かれる原因となっている。前述2(3)①参照）。

もし、こうした結論に違和感があるとしたら、偶然性要件の意義に関する二分法の判別基準を別の所に求める他ない。従前より学説において主張されてきたのは、広義の傷害保険の特異性である（最判平成13年の両判決も、この考え方に立脚している可能性もある）。すなわち、傷害を担保危険とする人損害保険契約のうち、「急激かつ偶然な外来の事故」という保険給付要件、あるいは、類似する保険給付要件が保険約款で規定されている場合には、広義の傷害保険であると考えられるから、当該偶然性は事故発生時の偶然性を意味すると解する。他方、財産保険に関しては、たとえ保険給付要件として偶然性が規定されていたとしても、さらには、「急激かつ偶然な外来の事故」が保険給付要件として規定されていたとしても、当該偶然性は保険契約締結時の偶然性と解する、という判別基準が考えら

(39) 車両保険では事故原因が被保険自動車の車両内部に存在することもあり得るので、外来性を求めずに、「その他急激かつ偶然な事故」と規定する方が現実的である。

(40) 大澤（2007）200頁も、損害保険契約の保険約款に明瞭に規定されていれば、偶然性要件を事故発生時の偶然性と解することができることを示唆する。

れる。そもそも広義の傷害保険は傷害リスクを担保するものであるが、「非故意性は傷害にとって概念本質的な要求である。」<sup>(41)</sup>とすると、こと広義の傷害保険の保険給付請求においては、事故発生時の偶然性が傷害保険事故の証明において不可欠であることになる<sup>(42)</sup>。ただし、この立場からすると、人身傷害保険は、非故意性を概念本質的な要求とする傷害リスクを担保するものであるか否かが改めて問われることになろう。

このように偶然性要件の意義に関する二分法の適否および論拠を突き詰めていくと、そもそも、損害保険契約（特に、財産保険）の保険約款において保険給付要件として規定されている偶然性は、本当に保険契約締結時の偶然性を意味するのか、という根本的な問いに辿り着くことになろう。<sup>(43)</sup>

---

(41) 山下文（1977）900頁参照。

なお、同論文908頁注23によると、スイス保険契約法14条1項は故意免責を規定しており、被保険者による故意の事故招致にもかかわらず保険事故は生じるので、保険者は故意を立証して保険給付義務を免れることができることになる。しかし、同条は付保危険概念的に確立されていない場合のみ妥当するものであって、傷害保険には適用されないと解されているとのことである。

(42) 遠山（2001）66-67頁は、「偶然性は傷害概念の本質的要素として」と述べ、山下友信＝米山（2010）446頁〔潘阿憲〕は、偶然性要件は「保険事故の概念を構成する必要不可欠の要素」であると述べるが（潘（2015）186頁、188-189頁も参照）、それらは本文と同様の趣旨かと思われる。

また、太田（2009）667頁は、「保険事故として、どのような事実の主張、立証が必要であるかについて、損害保険一般と傷害保険とは異なる点がある。傷害保険では、保険事故の本質的要素として、事故発生時の偶発性の主張、立証が必要となっている。」と述べており、保険契約類型による相違を強調するので同様の趣旨かと思われる（同論文675頁も同旨）。

なお、交通事故傷害保険やファミリー交通傷害保険では、保険約款の保険給付条項中の一部の担保危険に関しては偶然性が規定されていないが、それは、交通事故危険に関しては交通事故危険自体に通常は事故発生時の偶然性が具備されているからである。山下友信＝米山（2010）446頁〔潘阿憲〕も同旨。ただし、潘（2015）189-190頁は、狭義の傷害保険であっても偶然性要件が保険約款で規定されていない場合には、偶然性は「傷害概念の内在的本質要素」ではないとする。結局のところ、潘教授は、「傷害概念の内在的本質要素」と呼びつつも、請求者に偶然性の証明責任がある場合の偶然性を「傷害概念の内在的本質要素」と称しているように見受けられる。

またなお、ドイツでは、2008年1月1日に施行された保険契約法（VVG）178条2項において、傷害保険における保険給付要件（非自発性要件を含む）が法定されるに至っている。山下友信＝米山（2010）447頁注57〔潘阿憲〕参照。

(43) 太田（2009）674-675頁は、「相当な根拠」があれば、損害保険契約においても事故発

確かに、保険法2条6号や改正前商法629条に規定する偶然性は保険契約締結時の偶然性を意味するものであるが、保険約款の保険給付条項に規定されている偶然性が同じように保険契約締結時の偶然性を意味するとは限らないとも考えられるからである。<sup>(44)</sup><sup>(45)</sup>

#### 参考文献

- 甘利公人（2002）「傷害保険契約における偶然性の立証責任」判時1773号  
石田満（1997）『商法Ⅳ（保険法）』（改訂版）青林書院  
江頭憲治郎（2010）「傷害保険契約における偶発性の要件と主張・立証責任」『保険判例百選』  
江頭憲治郎（2018）『商取引法』（8版）弘文堂  
大澤康孝（2007）「判批」判例時報1965号  
太田晃詳（2009）「判批」最判解民平成18年度  
大森忠夫（1969）『保険契約法の研究』有斐閣  
大森忠夫（1985）『保険法』（補訂版）有斐閣  
岡田豊基（2003）「判批」損害保険研究65巻1=2号  
加瀬幸喜（2009）「判比」ひろば62巻1号  
神谷高保（2009）「保険事故の偶発性の立証責任——修正された法律要件分類説と保険契約法——（2・完）」民商法雑誌140巻2号  
木下孝治（2002）「傷害保険契約における偶発性の要件と主張・立証責任」ジュリスト1224号（平成13年度重要判例解説）  
木下孝治（2008）「傷害保険及び災害関係特約における偶発性の証明責任と立証の程度」事例研レポート222号  
古瀬村邦夫（1982）「生命保険契約における傷害特約」ジュリスト769号  
小林登（2003）「不慮の事故の立証責任」事例研レポート176号  
小西みも恵（2003）「傷害保険契約における偶然性の証明責任」法と政治（関西

---

ㄨ 生時の偶然性と解することを認めるようである。

(44) 吉澤（2020b）は、財産損害保険契約に関しては、保険約款中の保険給付条項が規定する偶然性要件は事故発生時の偶然性を（も）意味するものと捉えたうえで、基本的には証明責任を保険者に分配する（すなわち、故意免責としての証明を求める）ことを提言する（小林（2003）6頁は、傷害保険に関して、こうした考え方を採る）。ただし、その場合には、なぜ、傷害保険（あるいは、人身傷害保険も含めた広義の傷害保険）では偶然性の証明責任を請求者に分配する一方で、車両保険を始めとする財産保険では保険者に証明責任を分配するのかが問われることになる。この点は、最判平成13年の両判決に対する批判として指摘されてきたことでもある。遠山（2001）64-65頁、木下（2002）108頁参照。

(45) 本研究はJSPS科研費JP17K03489の助成を受けたものである。

- 学院大学法政学会) 54 卷 3 号
- 榊素寛 (2004) 「傷害保険契約における偶然性の立証責任」 商事法務 1708 号
- 佐野誠 (2009) 「人身傷害補償保険における損害把握 —— 訴訟基準と人傷基準との乖離問題 —— 」 損害保険研究 71 卷 2 号
- 志田原信三 (2004) 「判批」 法曹会編『最高裁判所判例解説 —— 民事篇 平成 13 年度 (上)』 法曹会
- 清水太郎 (2020) 「傷害保険契約における偶然性の立証責任」 上智法学論集 63 卷 4 号
- 洲崎博史 (2012) 「判批」 落合誠一 = 山下典孝編『保険判例の分析と展開』 金融・商事判例 1386 号
- 竹濱修 (2002) 「生命保険契約の災害割増特約に基づく火災保険金請求における偶発的事故的の主張立証責任」 私法判例リマックス 25 号
- 出口正義 (2006) 「判批」 損害保険研究 68 卷 3 号
- 遠山聡 (2001) 「傷害保険契約および生命保険災害関係特約における偶然性の立証責任 (1)」 白鷗法学 18 号
- 土岐孝宏 (2014) 「判批」 法セ 718 号 (59 卷 11 号)
- 中西正明 (1992) 『傷害保険契約の法理』 有斐閣
- 西嶋梅治 (1998) 『保険法』 (3 版) 悠々社
- 日本損害保険協会 (2008) 『わが国における保険金詐欺の実態と研究』 日本損害保険協会
- 萩本修編著 (2009) 『一問一答 保険法』 商事法務
- 潘阿憲 (1998) 「傷害保険および生命保険の災害関係特約における偶然性の立証責任」 文研論集 124 号
- 潘阿憲 (2010) 「外来性の要件と疾病に起因する事故」 保険法判例百選
- 潘阿憲 (2015) 「人身傷害保険における事故の偶然性の主張立証」 損害保険研究 77 卷 3 号
- 福田弥夫 (2007) 「判批」 損害保険研究 69 卷 1 号
- 古橋喜三郎 (2020) 「保険金詐欺対策の動向に対する新たな視点」 損害保険研究 82 卷 2 号
- 星野明雄 (1999) 「新型自動車保険 T A P 開発について」 損害保険研究 61 卷 1 号
- 三村雅彦 (2020) 「日本損害保険協会における不正請求対策」 損害保険研究 82 卷 2 号
- 山下丈 (1977) 「傷害保険契約における傷害概念 —— 傷害保険法の基礎的研究 (1) —— (2・完)」 民商法雑誌 75 卷 6 号
- 山下友信 (1995) 『保険法』 有斐閣
- 山下友信 (1999) 『現代の生命・傷害保険法』 弘文堂
- 山下友信 (2005) 『保険法』 有斐閣

人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在

- 山下友信（2009）「保険法と判例法理への影響」自由と正義 60 卷 1 号
- 山下友信 = 米山高生（2010）『保険法解説 —— 生命保険・傷害疾病定額保険』有斐閣
- 山下友信他（2019）『保険法』（4 版）有斐閣
- 山下典孝（2018）「保険法施行後の傷害保険における偶然な事故の立証責任」金商 1536 号
- 山野嘉朗（2000）「保険事故 —— 偶然性」損保総研『傷害保険の法理』損保総研
- 山野嘉朗（2007）『保険契約と消費者保護の法理』成文堂
- 山野嘉朗（2008）「判批」判時 1987 号
- 山本哲生（2007）「保険事故の偶然性について」生命保険論集 160 号
- 吉澤卓哉（2011）「保険法における人保険契約の分類」損害保険研究 73 卷 1 号
- 吉澤卓哉（2020a）『傷害保険の約款構造 —— 原因事故の捉え方と 2 種類の偶然性を中心に ——』法律文化社
- 吉澤卓哉（2020b）「保険給付条項に偶然性要件が規定されているオールリスク保険の保険給付請求における保険給付請求者の主張立証義務 —— 悪戯（いたずら）事故に関する下級審裁判例の理論的対立の解消に向けて ——」産大法学 54 卷 2 号
- 李芝妍（2011）「車両いたずらによる保険事故の立証責任と外形的事実」ジュリスト 1425 号